

「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について

令和7年2月

財 務 省

1. 法律案の趣旨・概要

本法律案は、国際開発協会（^{アイダ}IDA：International Development Association）の第21次増資に応じるため、「国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律」を改正し、我が国がIDAに対して、4,641億5,750万円の範囲内において、追加出資を行うことを政府に授権する規定を追加すること及び、米州投資公社（^{アイアイシー}IIIC：Inter-American Investment Corporation）の第3次増資に応じるため、我が国がIIICに対して追加出資を行うにあたり、当該出資について国債で出資することを可能とすることを内容としている。

2. 法律案の施行日

公布の日

（参考）国際開発協会（IDA）と米州投資公社（IIIC）の概要

◆ 国際開発協会（IDA）

- ・ 世界銀行グループにおいて、低所得国向けに超長期・低利の融資・グラントを供与。
- ・ 通常3年ごとに増資。担当副総裁：西尾昭彦

◆ 米州投資公社（IIIC）

- ・ 米州開発銀行（IDB）グループにおいて、中南米・カリブ地域の民間企業への出融資を行う。